

平成27年度 主な税制改正のポイント

●消費税率10%への引き上げ時期の変更

平成27年10月1日から、平成29年4月1日に変更します。

●住宅ローン控除等の延長

平成29年末までの適用期限とされている住宅ローン控除等の措置について、消費税率10%への引き上げ時期の変更に伴い、その適用期限を平成31年6月末まで1年6ヶ月延長します。

●住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、足元の住宅市場の活性化、消費税率10%への引き上げ前後における需要の平準化等を図るため、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、適用期限を平成31年6月30日まで延長した上で、非課税枠を最大3,000万円まで拡充します。

●結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため、これらに要する資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置を創設します。

※贈与税に関するお問い合わせは、税務署へお願いいたします。電話：044-222-7531